

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 43 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 26 年 7 月 23 日（水曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 14 時 29 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内				事務局	菊井事務局長
							和田副主幹
欠席委員		なし					村井主任主事
説明員		別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。						
	(1) 休日夜間急病センターの機能移転について						
	(2) 介護保険制度の改正について						
	2. その他について						
	委員長から、前回の委員会において委員長預かりとしていた、清水委員からの所管						
	の報告、答弁のあり方について一定の見解を持つべきとの発言に対し、基本的に答						
	弁については、誰に答弁せよと強制するものではないが、部長職以下の職員が答弁、						
	説明することに配慮してほしい旨、委員長から所管に対し、申し出をしたとの説明						
	があった。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						

平成26年 7 月22日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年 7 月 7 日付け滝議第71号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課主幹	柳 圭 史
保健福祉部介護福祉課長補佐	谷 本 敏 史
保健福祉部介護福祉課係長	菅 野 尚 美
保健福祉部介護福祉課係長	鈴 木 勝 敬
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	相 澤 理佳子
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課長補佐	白 石 美 幸
保健福祉部健康づくり課主査	岩 佐 享
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌
市立病院事務部事務課庶務係長	倉 本 真 吾

(総務部総務課総務係)

第43回 厚生常任委員会

H26. 7. 23 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）休日夜間急病センターの機能移転について

（資料）健康づくり課

（2）介護保険制度の改正について

（資料）介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第43回 厚生常任委員会

H26.7.23 (水)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長

ただいまから第43回厚生常任委員会を開会いたします。

先週から暑い日も続きまして、またきょうも湿度が随分高くなっているようで、体調には十分注意していただきたいと思います。

また、この後美しい村の講演会もございますので、質疑の内容につきましては皆さん十分精査された質疑にさせていただき、おおむね1時間程度を予定しておりますので、各委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

委員動静報告

委員長

委員動静につきましては、全員出席。傍聴として、井上議員が出席。道新の傍聴を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

委員長

それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

保健福祉部から、(1)、休日夜間急病センターの機能移転についての説明を求めます。

(1) 休日夜間急病センターの機能移転について

佐々木部長

最初に私から、かねてより懸案でありました休日夜間急病センターの市立病院への移転につきまして、去る平成24年12月の滝川市休日夜間急病センター運営委員会における方向性を得てから、市立病院及び北大等の医師派遣先との調整を経まして、このたび諸準備が整う中、方針が固まり、10月1日付で機能移転することになりましたので、この後健康づくり課長から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

長瀬課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

病院から説明があるかと思ったのですが、受け入れ側がどうなるかということはないということなので、主にそのあたりについてお聞きをしたいと思います。まず、1点目は、これでいうケース3、現在の派遣元とその医療機関の医師が対応すると、このタッグの組み方というか、あるいはチームの組み方というか、責任の所在というか、そのあたりがどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、歳入歳出がこれによってどう変わるのかということをお伺いします。

3点目は、1次医療機関と2次医療機関が共同するということになるということで、ここまでは1次でこういうものは2次ということについてお伺いします。

田湯部次長

清水委員の1点目の派遣元と市立病院の連携の仕方ということで、基本的には初期救急の患者さんは派遣医の先生が担当することになります。派遣医の先生が対応できない初期救急だとか、2次救急については市立病院の当直医、また担当医のオンコールによって対応することになるということになります。2次救急と1次救急のつながりですけれども、派遣医師の方が判断をしていただいて、市立病院の当直または当番医に引き継ぐという形で考えております。救急車の対応については、直接市立病院の当直医、これは従来どおり担当医をオン

コールで呼んで対応するという中で、市立病院の当直医については従来どおりずっと待機をしていると、市立札幌病院、北大からの派遣医については初期救急を基本的に行うという中でスムーズな連携により行いたいと考えております。

長瀬課長

2つ目の質疑の歳入と歳出はどう変わるのかということに関しましての答弁をさせていただきたいと思います。

まず、歳出ですけれども、従来どおり一般会計で派遣医師にかかわる経費は見ていきたいと考えてございます。それから、歳入ですけれども、現在急病センターということで診療所として一般会計で歳入を受けているところでございますが、今回市立病院での診療となりまして、医療法上病院で医療費請求という形になることから、歳入については病院会計で行うと考えているところでございます。

清 水

まず、1次と2次の関係ですが、国の制度的には1次と2次というのはどんな法律等で定められているのかということがまず1点目。2点目は、そうすると休日夜間以外の平日の救急については従来どおり市立病院が2次救急病院として対応するということになると思うのです。そこで、休日夜間については1次だという自覚のある先生が対応すると、平日の救急医の先生は1次だという意識で最初診るのか、それとも最初から私は2次という自覚で診るのか。専門によると思うのです。要するに、何科の先生が平日の場合最初にまず対応するのかわからないので、専門医でなければ、恐らく1次救急にすぎないと思うのです。その場合は専門医にかわるということで、普通は平日でも1次が最初で、そこから2次に移るとい、そういうシステムになっているのだと思うのですが、そういうことについて伺います。

2点目の財源については、つまり病院会計で歳入をするということは、これは歳入ということは地方交付税とか交付金とか、あるいは一般会計から受けるという歳入の仕方を言っているのか、意味がよくわからない。それと歳入が事業会計で歳出は一般会計ということになるとそれぞれの会計の歳入歳出が合いませんから、当然歳出をする一般会計には歳入をする事業会計から一般会計に繰り出すということがないとそれぞれの会計の帳尻が合わないと思うのですが、そのあたりについて伺います。

田湯部次長

まず、1次と2次の関係ですけれども、2次救急はあくまでも入院を要するような治療をする場合2次救急ということで、市立病院は救急告示も受けているということで、平日については基本的には2次救急の病院なのですけれども、1次救急も受け入れてくださいということで、当直の先生は受け入れております。

それと、財源の関係ですけれども、先ほど長瀬課長からもご説明しました。歳入については病院で受けるということで、その理由は診療行為も病院で行って投薬も行い、医療費の請求なども病院で行うので、歳入については病院で受けたいという整理をしております。

長瀬課長

一般会計の地方交付税の関係ですけれども、現在交付税の対象は急病センターの設置費としての形で交付税が計上されております。これで今回9月末をもって閉鎖という形になれば、交付税の措置はされないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

清 水

そうであれば、財源のことですけれども、今までの交付税は幾らだったのか。

それと、一般会計の歳出の額が現在とどう変わるのかということについて伺います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:46

再 開 13:48

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

長瀬課長

地方交付税につきましては、密度補正ということで694万円が基準財政需要額として対象額となっております。

歳出ですけれども、現在26年度の予算額で4,040万2,000円を計上しておりますが、これは下がってくるということで今のところ考えているところでございます。

清 水

最後ですけれども、694万円の交付税がゼロになると。一方病院に行くことによっていろんな経費が減るということです。そうすると、歳入は694万円減るけれども、歳出はそれ以上減ると。あるいは歳出は694万円程度の削減だから、一般会計の負担はほとんど変わらないと。また病院については保険と窓口負担の歳入と医療の給付が合うので、病院については特に問題ないと思てよろしいのでしょうか。

長瀬課長

トータルは、今清水委員の言ったとおりの部分でご理解いただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、介護保険制度の改正についての説明を求めます。

(2) 介護保険制度の改正について

柳 主 幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明内容、改正案につきましては、詳細な基準等々がまだ示されていない部分もございますので、質疑には十分配慮して質疑をしていただきたいと思います。

質疑ございますか。

窪 之 内

ガイドラインが示されるということですが、第6期の計画を立てる上ではどんどん期日がなくなってくるわけですが、このガイドラインに基づいて各市町村はどういうことを準備しなさいということが示されているのかについてお伺いしたいと思います。

柳 主 幹

ガイドラインはまだ示されておらず、これから今月末に示される予定となっております。各市町村はどれもガイドライン待ちで、実際のところまだ作業は細かいところまでは進められていない状況でございます。その準備の内容についてもそれを見ないと動けない部分もありますので、それを見て中身を確認しながら進めていく形になります。

窪 之 内

ということは、これを見て、開始年度みたいなものが一定示されていますよね。その開始年度を例えば30年にするのか、28年にするのかといった検討も全てこれからという段階にあると認識していいのか、ある程度のこういうものの中で一定の方向についての意思統一はされていると思ていいのか伺います。

柳 主 幹

開始年度は法的に施行期日とかそういう形で決まっていますのですけれども、実

際それが選択なのか必須なのか、中の項目それぞれについてそれがどこまでかというのがまだわからない部分もあります。医療と介護の連携のところの事業の主な内容（案）の7つの例だけで、その中でそのどの部分を絶対やらなければいけないかというところはありません。実際医療と介護についていろいろこれまで進められている部分はあるのですけれども、それが第6期の今回の改正に合うかどうかという、そういうチェックも要りますし、そういうことも含めて作業は進めていかなければならないということです。それから先ほど認知症のサポート医というのもしなければいけないと、それもこれからやらなければいけないことなので、実際そういう医師を認定する作業だとか、それから検討するに当たってもそういうチームづくりを一からという部分もありますので、そういった部分もやりながら施行時期に合わせていく。早目にできるのであれば、それにこしたことはないと思うのですけれども、一つの施行時期をラインとして考えていく形になるかと思っています。

窪之内

問題は、こういういろんな大幅な改正の中で、本当に残りの期間で住民に変更を知らせながら、そしてこちら側の体制もつくりながら、今の職員の体制の中でやっていって十分なものがつくれるのかどうかという心配をしているのです。だから、さっき言ったように人を探すとか、いろんなことを考えると半端な形で第6期の計画ができるとまずいと思ってるの危惧なのですけれども、その辺は今後の出方次第でひょっとすると人的な補充も考えられなくはないというような気持ちもあるのでしょうか。

松澤課長

ご心配ありがとうございます。実際に業務によりましては、やはり人材をふやしてもらおうとか、そういうことは当然考えていかなければいけないかなとは思っております。実際には包括支援センターにつきましては業務もふえるような状況にもございますので、それは今後人事等とも相談しながらやっていかなければいけないことではありますけれども、そういう要素は十分にあるかと思っております。

委員長
清水

ほかに質疑ございますか。

7ページで伺いをしますけれども、上の3つの項目が30年度に全て実施となっているので、これは第7期からいいということを言っているのだと思うのですが、まず第6期の計画を立てるときに、これは第7期からやるのだということを明確にしないで途中からやるようなことで計画を立てると保険料の決定とかというものに不明確なデータの推定が中に入ってくるということで、これはやはり第6期と第7期に大きく分けて今回の見直しを行っていくというスタンスだと思うのですけれども、まずそれについて伺います。

2点目は、かなり地域の実態とかけ離れているというか、例えば認知症については、ここが家族にとって最大の弱点ということで、こういったことをやろうというのはわかるのです。ただ、では認知症の専門医というのがどれだけいらっしゃるのか、いらっしゃるなければ養成もしなければいけないということで、これについてはきょう聞くということではないのですが、地域の実態とかけ離れている場合があって、結局30年から実施せよとはいいいながら、極端なことを言ったら札幌から呼ばなければいけないとか、滝川はそうではないとは思いますが、ということもあるのではと危惧しますが、そのあたりについての原課の受けとめ方を伺います。

それと、4ページの市町村による新しい地域づくりの推進についてですが、こ

れもやはり東京の学識経験者が考えた机上の話だなというふうにしか私には思えないのです。NPOはまだわかります。NPOは非営利で報酬をもらってやるわけだから。しかしボランティアに至ってはまず人口が減ると、高齢化が進むのだと、要介護者もふえるのだということと、今度は年金の受け取り年齢が減って、仕事をする年齢が上がっていくわけでしょう。これまでよりボランティアの獲得条件というのがどんどん悪くなるというのははっきりしていることで、こういったことについてどのように受けとめているのか。

最後は、この計画づくりというのは地に足のついたものでなければならないということですので、厚生常任委員会に節目節目で、来年の2月から集中的に3回とかでなくて、10月、12月、2月とかというような感じで報告をいただきたいと私は思いますが、委員長のお考えを伺います。

柳 主 幹

まず、1つ目の第7期からの実施という期間で図のほうに形になっているということで、それが第6期でどう反映されるのかということですが、実際第7期からスムーズにいけるようにということが前提としてあるとは思いますが、では実際第6期と第7期でその実施部分がどうなるかというのはまだちょっと見えない部分があるのですけれども、当然第6期の中で準備をして、その辺は位置づけしなければいけないのは介護保険料の中にセットする必要があるかと思いますが、第7期でその辺の実施が見えてきて、やらなければいけない部分はそこの中でまたセットされてくると思います。ですからその辺はこれからの情報だとか検討の中でいろいろ設定されてくることかなと思っております。

国嶋部次長

まず、2点目、ドクター等の確保、その体制ということでございますが、現段階できょうお示しした内容の案が提示されております。認知症のサポート医につきましても、こういった確保の仕方で市町村に求められるのか、もしくは雇用するのか、どこかの大学等に委託して月1の会議に出席するだけでいいのか、それらの検討につきましては今後になると思われま。

また、3点目、NPOはともかく、ボランティア等の確保、この中身につきましては介護だけにとどまらず、社会保障制度、その中で多くうたわれている内容、根幹にかかわる部分だと思います。ただ、私どもといたしましては、滝川市の地域事情も含めて可能な範囲で国の方針に沿って進めていくことが仕事だと考えております。ただ、清水委員が危惧されますように、地域的に無理だと、不可能だというものも出てくるかもしれません。それについては、職員一同知恵を絞りながら、それを補完する策はないのか等を考えながら計画の策定には当たっていきたいと考えております。

委 員 長

4点目、計画づくりについての厚生常任委員会の開催をということで、先ほど所管からも報告がありましたように、8月末に大きなガイドライン、詳細な部分が出てくるということです。その内容を踏まえて所管と相談しながら、厚生常任委員会での報告をお願いしていくつもりでおります。

清 水

窪之内委員も言われましたけれども、今の職員体制で十分かということだと思います。独自に市町村の地域支援事業を展開していくということで、しかも認知症対応だとか、いろんな新たな対応が出てくれば、地域包括支援センターを何人増員しなければならないとか、そういったことにもなってくるだろうということで、財政的なことについてどのように今の時点で受けとめていますか。

佐々木部長

堀議員の前回の2定の通告でもお答えしましたが、今回の計画のテーマは、2025

年の超々高齢化の時代を目指した計画となっておりますので、市役所の施策全般的にもそうですけれども、そういう大きな目標に向かって、必要なものは体制及び財源について効率よく効果的に配置または予算化できるような対応をみんなで見えてやっていきたいと思っています。この事業は市だけでなく、事業所、それから市民、全市挙げて、本当に大事な計画だと思いますので、いろんな意味でしっかりやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

清水

全市挙げてというか、ボランティアとかということでは部分的にあると思います。けれども、事業所についていえば、ただでさえ介護労働者の報酬が低い、あるいは人手不足ということが深刻になりつつある中で、そういう事業所に協力を求めるというのは、それは求めてはダメだとは言いませんけれども、それが結局さらに介護労働現場から労働者が離れていくということにもつながりかねないので、市が、行政がその多くを責任を持つという確固とした立場が私は大事だと思うのですが、部長の今のお話を聞くと何かそこが確固としていないなと思うのですが、いかがでしょうか。

佐々木部長

滝川市はもとより、いろんな関係機関と連携をとりながらしっかりやっていきたいことと、それと予算につきましても、いつもお話ししますが、給付と負担のバランスをしっかり考えながら、この計画は制度もかなり変わりますので、いい2025年を滝川市が迎えられるような進路をとるよう努力していくべきものと考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
所管の方は退席されてよろしいです。

2. その他について

委員長

それでは、2、その他について委員から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、私から一言申し上げます。
前回の委員会におきまして、清水委員から所管からの報告、答弁のあり方についての一定の見解を持つべきだという発言があり、委員長預かりとさせていただきます。この件につきましては、清水委員が言われる内容につきましては職員の育成とか、また責任の所在等々につきまして部長職以下の方々の答弁もあるべきではないかという内容だったかと思いますが、基本的には答弁というのは我々委員会のほうから誰に答弁せよということを強制するものでもないですし、また各所管の方々の中で情報を知り得る方が答弁するというのはごくごく当たり前のことであります。また、そういった上司の答弁を聞いて部下の方も勉強していくということもあろうかと思っています。ただ、やはりこういったところで発言するということについての勉強というか、そういったことは必要かと思っていますので、委員長として所管に、そういったことにも配慮しての答弁、説明の弁に立つようにという申し出をしたということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で第43回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 14 : 29